

## 寒川町告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定したので、寒川町財務規則（昭和40年寒川町規則第1号）第57条の3第3項の規定により告示する。

平成29年4月1日

寒川町長 木村俊雄

- 1 指定代理納付者の名称及び所在地  
ヤフー株式会社  
東京都港区赤坂九丁目7番1号
- 2 指定代理者に納付させる歳入の種類  
寄附金（インターネットを利用して納付されるもの）
- 3 指定期間  
平成29年4月1日から平成30年3月31日